

## 第4章 資料編

### 第1節 電気設備の基準

#### 1 基本的事項

製造所等における電気設備は、危政令第9条第1項第17号により「電気工作物に係る法令によること。」と規定され、電気事業法に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第61号）の定めによるほか、可燃性の蒸気または微粉（以下「可燃性蒸気等」という。）の滞留するおそれのある危険場所の範囲等および当該場所に設ける防爆構造の機器の使用にあつては、この節により指導すること。（平成13年消防危第43号・平成24年消防危第77号）

また、この節によるほか、「危険物施設における可燃性蒸気の滞流するおそれのある場所に関する運用について」（平成31年4月24日消防危第84号）の別添「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」により指導すること。

#### 2 防爆構造の適用範囲

(1) 防爆構造の適用範囲は、次によること。

ア 引火点が40度未満の危険物を貯蔵し、または取り扱う場合

イ 引火点が40度以上の危険物であっても、その可燃性液体を当該引火点以上の状態で貯蔵し、または取り扱う場合

ウ 可燃性微粉（危険物、非危険物を問わないこと。）が発生し、または滞留するおそれのある場所

#### 3 危険場所の区分

製造所等において、爆発または燃焼をするのに必要な量の可燃性蒸気等が空気と混合して危険雰囲気を生成するおそれのある危険場所は、危険雰囲気の存在する時間と頻度に応じて程度が異なるため、危険場所については次の3種類に区分されること。

(1) 特別危険箇所（旧0種場所）

通常の状態において、連続して危険雰囲気を生成し、または長時間危険雰囲気が存在する場所であつて、おおむね次のような場

所をいうこと。

ア 可燃性蒸気等の発生する危険物を取り扱う設備（タンクを含む。）の内面および上部空間

イ 可燃性蒸気等の発生する塗料等の塗布用オープンバット付近

(2) 第1類危険箇所（旧1種場所）

ア 通常の使用状態において可燃性蒸気等が滞留して危険となるおそれのある場所

(ア) 移動貯蔵タンク，貨車またはドラム缶の充填開口部付近

(イ) 安全弁の開口部付近

(ウ) タンク類の通気管の開口部付近

(エ) 製品の取り出し，蓋の開閉動作のある場所

(オ) 可燃性蒸気等が発生するおそれのある場所で，貯留設備またはピット類のようにガスが滞留するところ

(カ) 懸垂式以外の固定給油設備にあっては，固定給油設備の端面から水平方向6mまでで，基礎または地盤面からの高さが0.6mまでの範囲，かつ固定給油設備の周囲0.6mまでの範囲

(キ) 懸垂式の固定給油設備にあっては，固定給油設備のホース機器の引出口から地盤面に下した垂線（当該引出口が可動式のものにあっては，可動範囲の全ての部分から地盤面に下した垂線とする。）から水平方向6mまでで，地盤面からの高さ0.6mまでの範囲，かつ固定給油設備の端面から水平方向0.6mまでで，地盤面までの範囲

(ク) 通気管の先端の中心から地盤面に下した垂線の水平方向および周囲1.5mまでの範囲

イ 点検，整備または修理のため，しばしば可燃性蒸気等が滞留して危険となるおそれのある場所

(ア) 危険物を貯蔵し，または取り扱う設備，機械器具または容器等を製造所等内で修理する場所

(イ) 給油取扱所のピット部分

(3) 第2類危険箇所（旧2種場所）

- ア 可燃性蒸気等，または引火性液体を常時密閉した容器または設備により取り扱う場所で，その容器または設備が事故のため破損した場合，または操作を誤った場合にのみそれらが漏出して危険な濃度となるおそれがある場所
- イ 動力換気設備または強制排出設備により，可燃性蒸気等が滞留しないようにしてあるが，設備に故障を生じた場合に可燃性蒸気等が危険な濃度となるおそれがある場所
- ウ 危険な濃度で可燃性蒸気等が侵入し，滞留するおそれのある場所で，次に掲げる場所
- (ア) 地上式固定給油設備または混合燃料油調合器
- a 固定給油設備等およびその周囲0.6mまでの範囲
  - b 固定給油設備等の中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向11mまでで，基礎または地盤面からの高さ0.6mまでの範囲
- (イ) 懸垂式固定給油設備
- a 固定給油設備の端面から水平方向0.6mまでで，地盤面までの範囲
  - b 固定給油設備のホース機器の中心から地盤面に垂線を下し，その交点から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向11mまでで，地盤面からの高さ0.6mまでの範囲
- (ウ) 可燃性蒸気回収接続口
- a 可燃性蒸気回収接続口の中心から地盤面に下した垂線の水平方向および周囲0.9mまでの範囲
  - b 可燃性蒸気回収接続口の中心から地盤面に下した垂線の水平方向1.5mまでで，地盤面からの高さ0.6mまでの範囲
- (エ) 専用タンク等のマンホールを中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向14mまでで，地盤面からの高さ0.6mまでの範囲
- (オ) 専用タンクへの注入口の中心から排水溝までの最大の下り

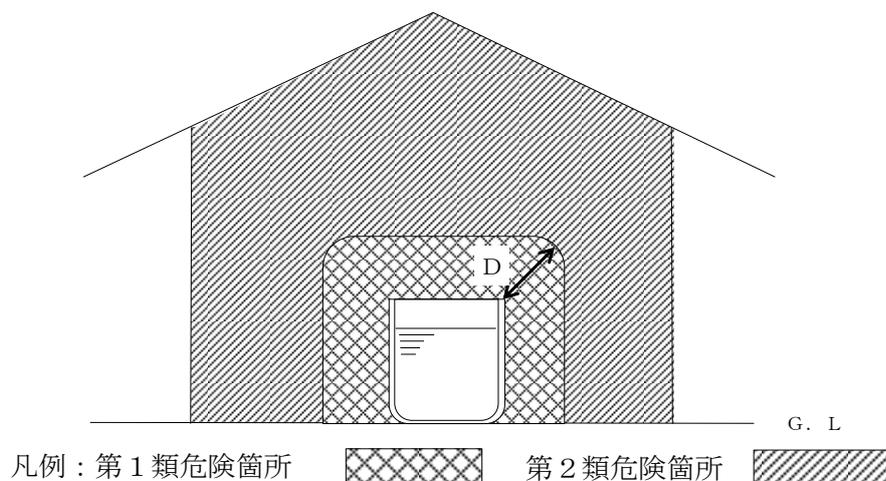
勾配となっている直線から水平方向14mまでで、地盤面からの高さ0.6mまでの範囲

- (カ) 整備室（二面以上が開放されているものを除くこと。）
- (キ) ポンプ専用室内
- (ク) 油庫内

#### 4 危険場所の種別

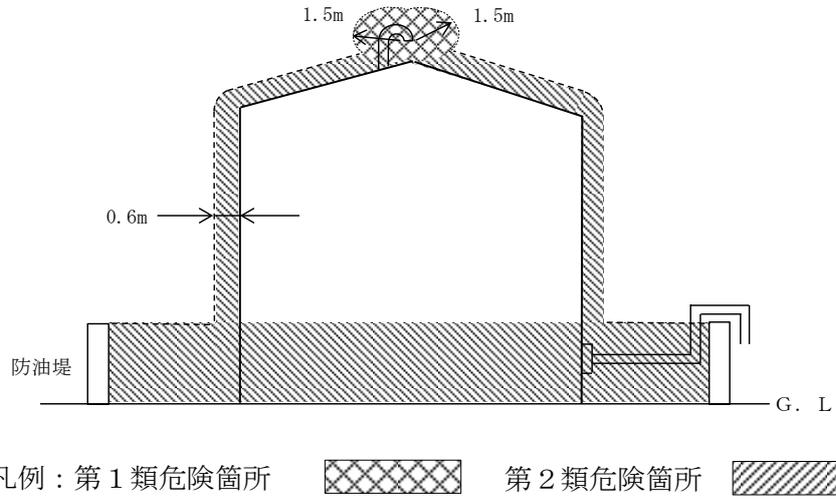
引火性蒸気等が漏れ、または滞留するおそれのある場所には、危険場所の種別に適合する防爆構造の電気機器を次により設けること。

- (1) 引火性危険物を建築物（当該危険物を取り扱っている部分が壁によって区画されている場合は、当該区画された部分とする。以下同じ。）内において取り扱う場合であって、当該引火性危険物を大気にさらす状態で取り扱う設備にあつては、当該設備から蒸気が放出される開口部の直径（開口面が円形以外のものである場合は、当該開口部面の長径）に相当する幅（その幅が、0.9m未満の場合は、0.9mとする。）以上で、また、注入口を有する容器等に詰替えをするものにあつては、0.9m以上の幅でそれぞれ開口部または注入口を包囲し、かつ、その覆われた水平投影面積で床まで達する範囲を第1類危険箇所、その他の部分を第2類危険箇所とし、設置する電気機器は、危険場所の種別に適合する防爆構造のものとする。



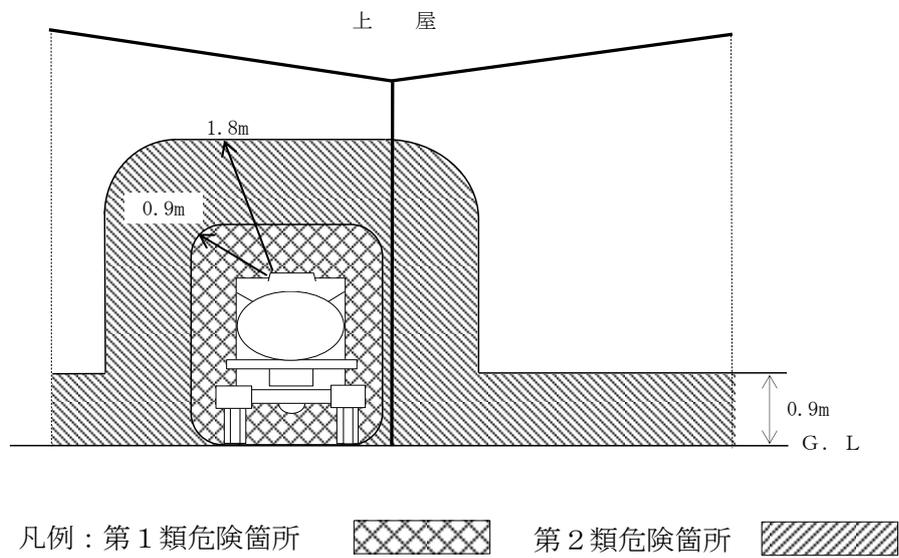
第36図 建築物で区画されている場合

(2) 可燃性液体の貯蔵タンク



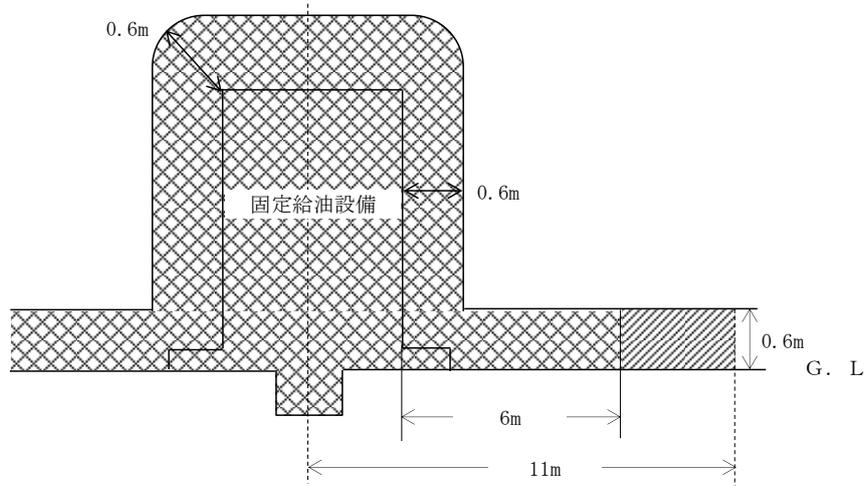
第37図

(3) 換気は屋外と同程度な上屋のあるタンクローリー積込み場



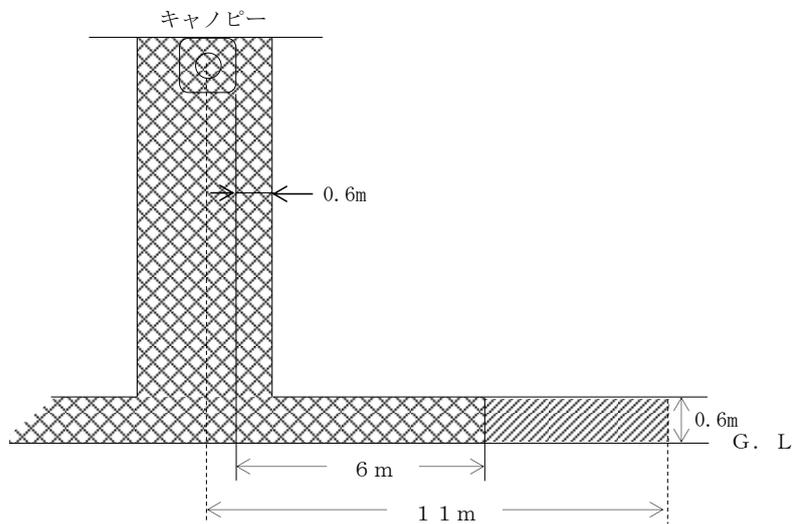
第38図

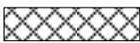
(4) 可燃性液体を取り扱う給油取扱所等



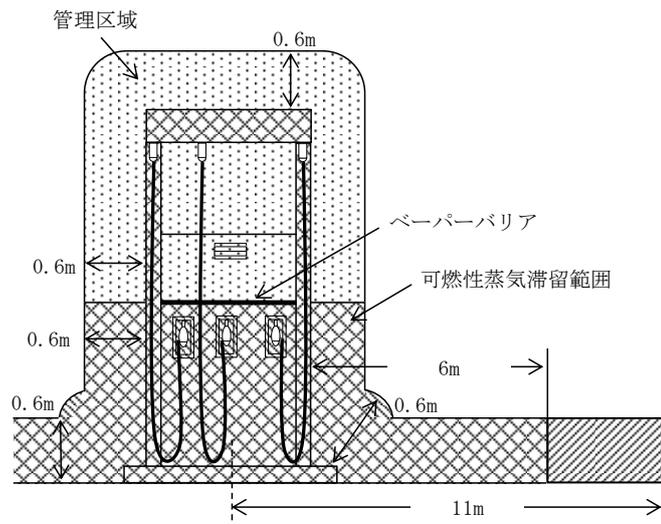
凡例：第1類危険箇所  第2類危険箇所 

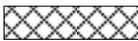
第39図 地上式固定給油設備  
(可燃性蒸気流入防止構造以外)



凡例：第1類危険箇所  第2類危険箇所 

第40図 懸垂式固定給油設備  
(可燃性蒸気流入防止構造以外)

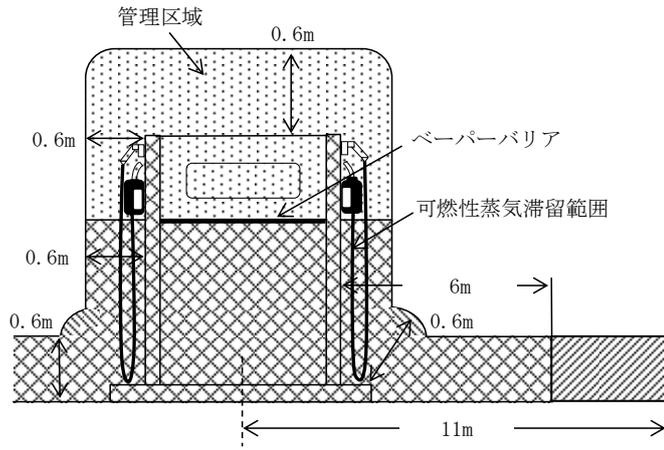


凡例：第1類危険箇所  第2類危険箇所 

第41図 地上式固定給油設備  
(可燃性蒸気流入防止構造)

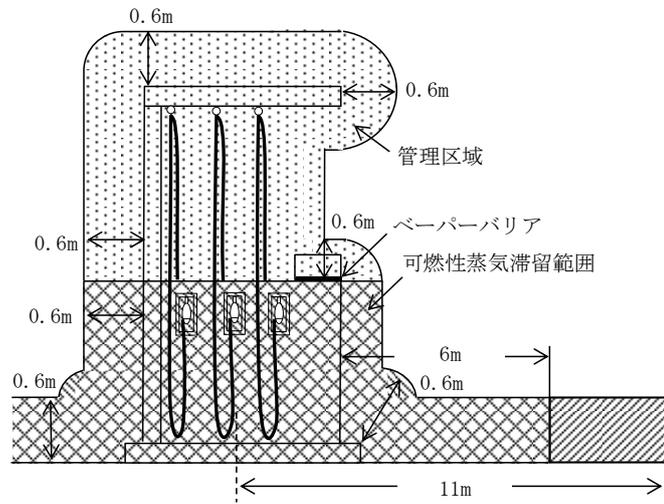
「管理区域」とは、ベーパーバリアの高さより上方の固定給油設備等の周辺0.6mの範囲であり、次の(ア)から(エ)までに掲げる措置を講じ、安全を確保する必要がある区域をいうこと。

- (ア) 管理区域に配管およびホース機器等が存する場合、危険物の漏れがない構造であること。(ねじ込み接続、溶接構造等)
- (イ) 給油ホースは、著しい引張力が加わったときに安全に分離するとともに、分離した部分からの危険物の漏えいを防止することができる構造のものとする。
- (ウ) 管理区域には、給油作業に係る機器以外は設置しないこと。
- (エ) 裸火等の存する可能性がある機器および高電圧機器等は設置しないこと。



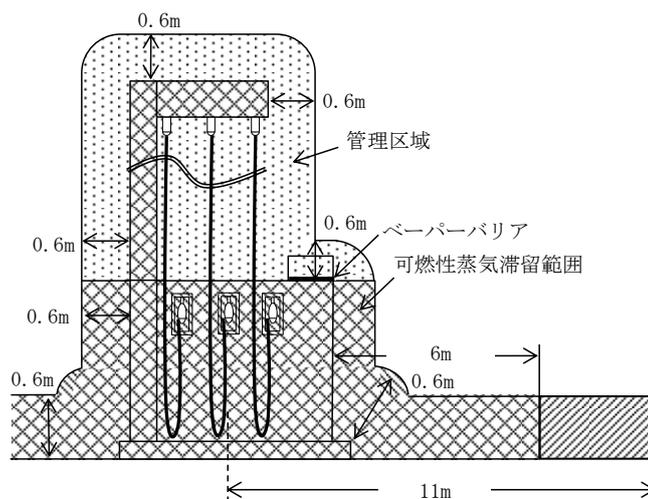
凡例：第1類危険箇所  第2類危険箇所 

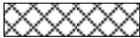
第42図 地上式固定給油設備  
(可燃性蒸気流入防止構造)



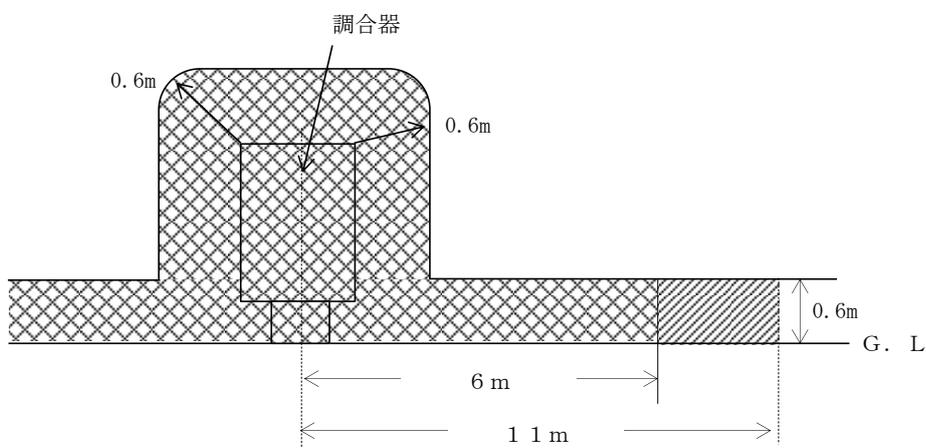
凡例：第1類危険箇所  第2類危険箇所 

第43図 地上式固定給油設備  
(可燃性蒸気流入防止構造)



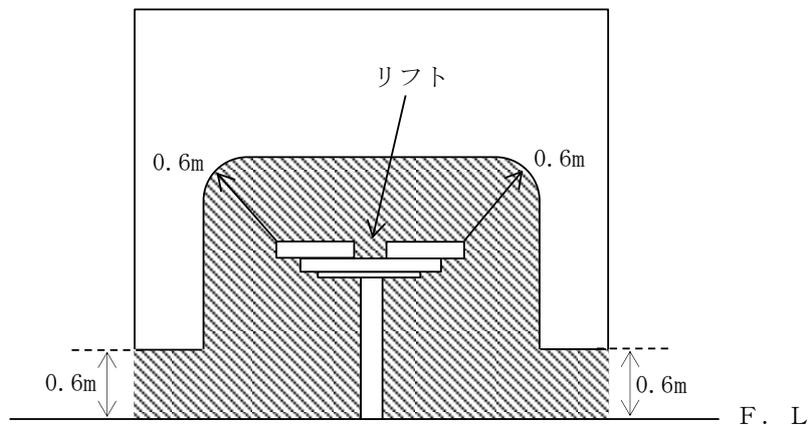
凡例：第1類危険箇所  第2類危険箇所 

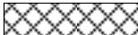
第44図 地上式固定給油設備  
(可燃性蒸気流入防止構造)



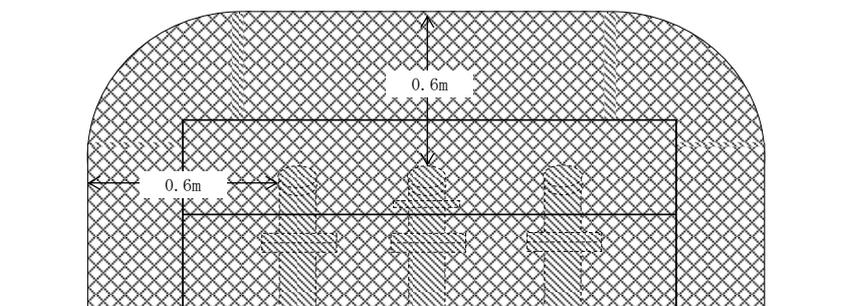
凡例：第1類危険箇所  第2類危険箇所 

第45図 混合燃料油調合器



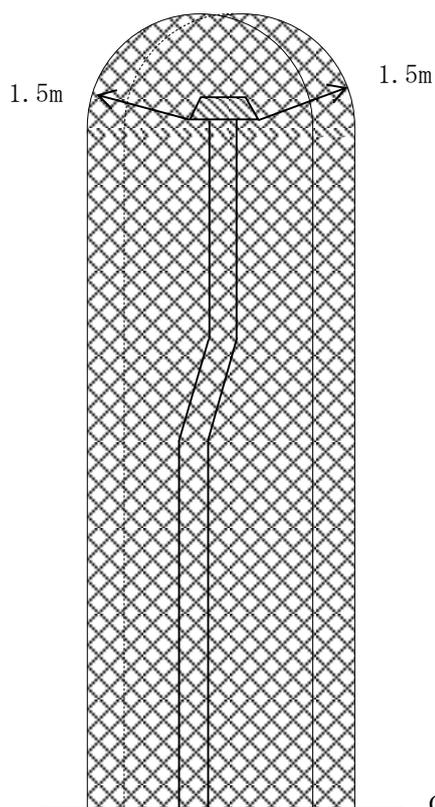
凡例：第1類危険箇所  第2類危険箇所 

第46図 オートリフト室  
(2面以上開放されているものを除く。)

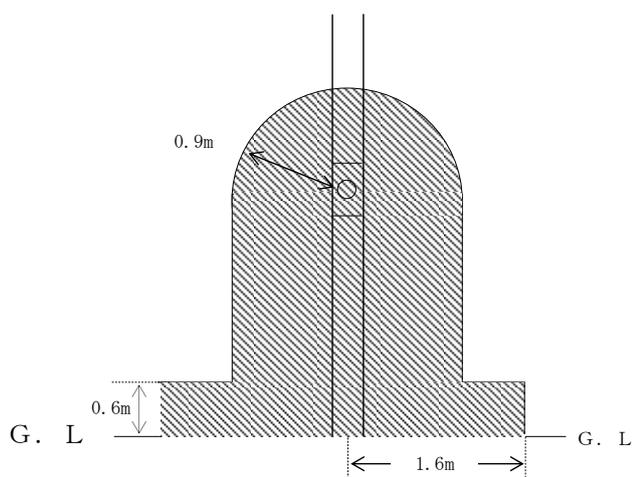


凡例：第1類危険箇所  第2類危険箇所 

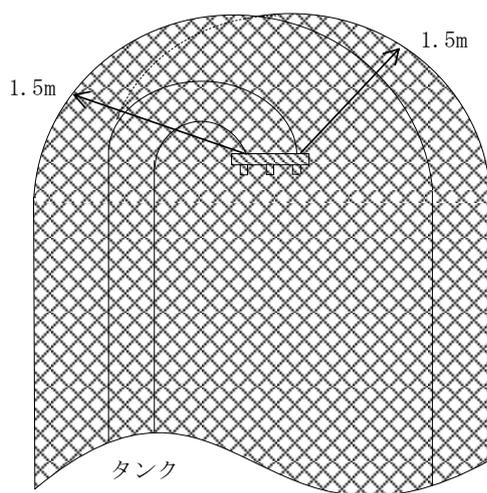
第47図 注入口  
(地下タンク貯蔵所)



第48図 通気管  
(地下タンク貯蔵所)

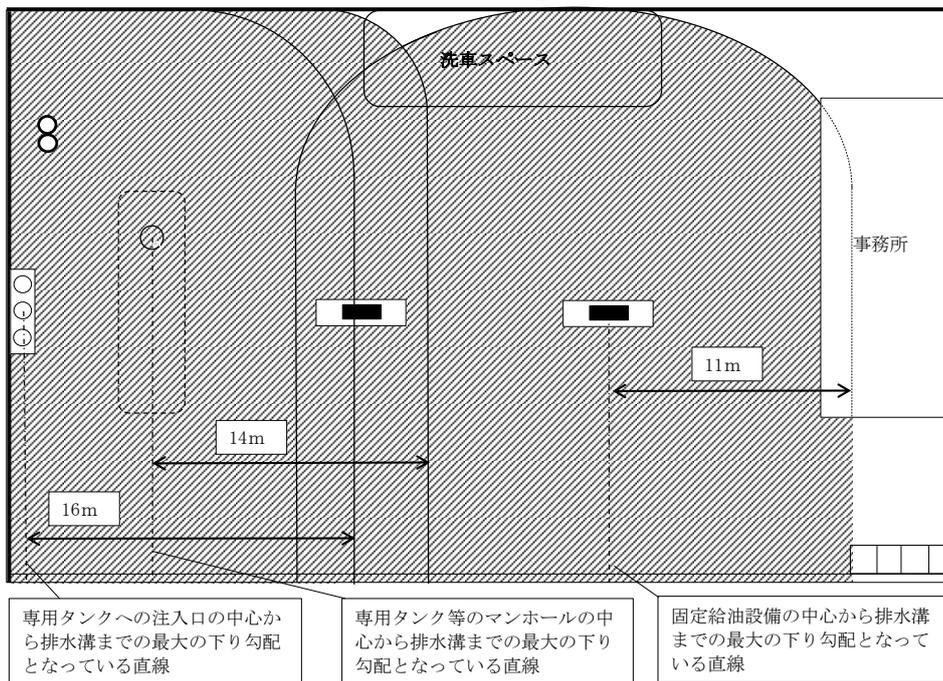
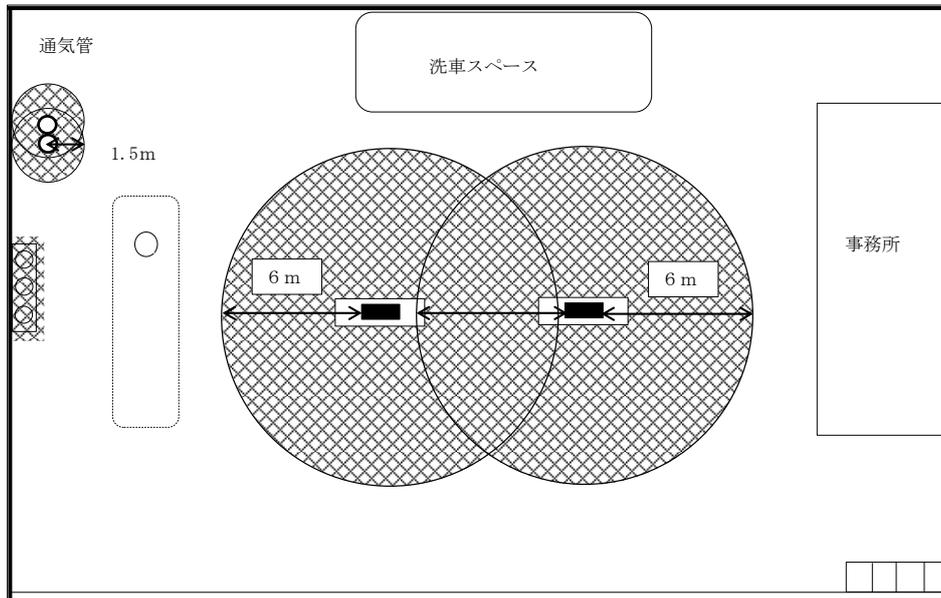


第49図 可燃性蒸気回収接続口



第50図 無弁通気管上部の範囲  
(地下タンク貯蔵所等の通気管)

# 給油取扱所の可燃性蒸気滞留範囲



凡例：第1類危険箇所



第2類危険箇所



第51図 平面図

## 5 電線工事

(1) 危険場所における電線工事は、次によること。

ア 電線工事は、ケーブル（通信用ケーブル以外のケーブルをいう。以下同じ。）、金属管、移動電気機器の電線または本安回路の電線によること。

イ ケーブルまたは金属管を引き込むために電気機器に設けられた予備の引き込み穴は、その電気機器の防爆構造に適合した閉鎖用部品で密閉すること。

ウ ケーブルの保護管または金属管の電線には、必要に応じて爆発性雰囲気の流れを防止するためのシーリングを施すこと。

エ 異なる種別の危険場所相互間または危険場所と非危険場所の間を通過する電線は、爆発性雰囲気が一方から他方への流動や、ダクト内部などでの滞留を防止する措置を講ずること。

オ 外傷を受けるおそれが多い場所においては、電線の種類に関係なく、特別に電線を保護する必要があること。

カ ケーブルを電気機械器具に引き込むときは、引込口より可燃性蒸気等が内部に進出し難いようにし、かつ、引込口で電線が損傷を受けるおそれがないように設置すること。

キ 配線等を納める管またはダクトは、これらを通じてガス等が危険場所以外の場所に漏れないようにすること。

ク 電線と電気機械器具とは、振動により緩まないように堅ろうに、かつ、電氣的に完全に接続すること。

ケ 白熱電灯および放電灯用電灯器具は、造営材に堅ろうに取り付けること。

コ 電動機は、過電流が生じたときに爆燃性蒸気等に引火するおそれがないように設置すること。

サ ケーブル工事は、次によること。

電線は、外装を有するケーブルまたはMIケーブルを使用する場合を除き、保護管その他の防護装置に納める。

(ア) 保護管を用いる場合には、鋼製電線管、配管用炭素鋼鋼管

など、ケーブルの外傷保護に十分効果のある保護管を使用すること。

- (イ) その他の防護装置に納める場合としては、ダクト、トレイ等その周囲を鋼板などで防護する方法があること。
  - a 金属製ダクトおよび金属製トレイは、厚さ1.2mm以上の鋼板製またはこれと同等以上の機械的強度をもつものであり、閉鎖された構造であること。
  - b コンクリート製ダクト（コンクリート製トラフ等を含む。）は、機械的に十分な強度を持ったものであり、内部に突起などが無いよう滑らかにしあげること。
  - c ケーブル同士の接続は、危険場所に対応する防爆構造を有する接続箱内においてのみ行うことができること。

シ 金属管工事は、次によること。

- (ア) 金属管は、薄鋼電線管またはこれと同等以上の強度を有するものを使用し、埋設または著しく腐食するおそれのある場所に設置するものについては、厚鋼電線管を使用すること。
- (イ) 管相互および管とボックスその他の付属品、プルボックスまたは電気機械器具とは、5山以上ねじ合わせて接続する方法、その他これを同等以上の効力のある方法により堅ろうに接続すること。
- (ウ) 電動機に接続する部分で可とう性を必要とする部分の電線には耐圧防爆型または安全増防爆型（危険場所に対応したものに限る。）のフレキシブルフィッチングを使用すること。
- (エ) 次の箇所にシーリングフィッチングを設け、シーリングコンパウンドを充填すること。
  - a 異なる種別の危険場所の間および危険場所と非危険場所との隔壁を貫通する電線の隔壁のいずれか1点  
この場合、シーリングと隔壁との間の電線管には継ぎ目を設けないこと。
  - b 耐圧防爆構造の電気機器に接続される電線管路で、電気

機器から45cm以内の箇所

c 54以上の電線管で電線接続部分を収容する端子箱またはボックス類もしくは電線管が端子箱に出入りする配電盤または分電盤において、これらから45cm以内の箇所

d 54以上の電線管で管路長が15mを超える場合には、管路長15m以下ごとに1個の割合で適当な箇所

ス 移動電気機器の電線（電気使用場所に施設する電線のうち、可とう性を要するものをいう。）工事は次によること。

(ア) 接続点のない3種キャブタイヤケーブル、3種クロロプレンキャブタイヤケーブル、3種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル、4種キャブタイヤケーブル、4種クロロプレンキャブタイヤケーブルまたは4種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブルを使用すること。

(イ) 差込接続機（コンセント形またはコネクタ形）は、固定した電源から移動電気機器に電気を供給するのに適した構造のもので、キャブタイヤケーブルを接続する部分にその外形に合ったパッキンおよびクランプを備えていること。

(ウ) 固定した電源と移動電線の接続は、コンセント形差込接続器を用いて行わなければならないが、この場合、差込接続器の接地極は、コンセントの配線接続部において、その金属製外被または接地用配線に確実に接続するものとする。

(エ) 移動電線と移動電気機器の接続は、移動電気機器に移動電線を直接引き込んで行わなければならないこと。

(オ) 移動電線と移動電線とは直接接続してはならない。ただし、やむを得ず接続する必要があるときは、コネクタ形差込接続器を使用すること。

セ 本安回路の電線工事は次によること。

本安回路の電線は、次の事項に留意し、本安回路の防爆性能を損なわないようにしなければならないこと。

(ア) 検定機関によって認められた結線図や設置条件に従って本

安機器および本安関連機器を相互に接続すること。

- (イ) 本安回路と非本安回路の混触を防止するとともに、非本安回路から静電誘導または電磁誘導を受けることを防止すること。

## 6 非防爆エリアの設定等

前記に示す危険場所内であっても、次のいずれかの処置をすることにより一般の電気機器を使用することも可能であること。

### (1) 強制換気装置とインターロックをもつ電気設備

十分な能力の可燃性蒸気等の排出設備を設け、可燃性蒸気等の放出源の周囲の環境をガス検知器で検知し、可燃性蒸気等の濃度が、爆発下限界の25%以下となるよう管理した上、ガス検知器とその他の電気機器との間にインターロックを持たせること。

なお、ガス検知器および排出設備は防爆構造のものを使用するものとし、上記設定濃度を超え、当該電気機器が機能停止した場合であっても危険物の貯蔵または取り扱いに悪影響をおよぼさないこと。

### (2) 内圧室

内圧室とは、非防爆エリアに設定する室であって、その室の各部の内圧を、その他のエリアに比べて25Pa以上の陽圧に保つことで、一般の電気機器の使用を可能にする室をいうこと。

なお、人が入れないような単に電気機器だけを収容した内圧容器（箱または室状のもの）は内圧室には該当せず、それらは電気機器の内圧防爆構造としての要件を満足しなければならないものであること。

その他、内圧室には次に掲げる処置を講ずること。

- ア 危険場所内のできるだけ爆発の危険の少ない場所で、かつ、内部の作業者が容易に避難できるような位置に設置する。
- イ 電気機器、配線、配管、ダクトなどの配置のためのほか、作業者が内部で操作および管理を行うことができるよう、十分な広さを確保すること。

ウ 柱，壁，天井，屋根，床などの主要な構成部分は，不燃材で作られ，かつ，爆風などの機械的影響に対して抵抗力をもつものとし，爆発性雰囲気が入りにくい構造にすること。

エ 出入口は，その扉は全て外開きとし，危険場所に面して開口する出入口の扉は，自閉式とすること。

オ 危険場所に面する窓は，原則として開放できない構造とすること。そのため，夏期などは，空気の冷却によって室温の上昇を防ぐこと。

カ 危険場所から内圧室に電気配線等を引き込む場合の引込口は，乾燥した砂その他の不燃性のシール材を用いて遮断し，爆発性雰囲気が室内に侵入するのを防ぐこと。

キ 内圧室へ供給する空気の取り入れ口は，常に正常な空気の取り入れを確保できる位置に設置すること。

ク 内圧の保持に異常が生じた場合，作業者に報知する適切な警報装置を設置するよう指導すること。

### (3) その他の防爆対策

制御盤等，複雑で防爆構造とすることが困難であり，かつ，気密性を保つことができるケースに収納された電気機器にあつては，そのケース内に連続して空気その他の不燃性の気体を流通させることにより外部より高い内圧を保持することにより，その内部の電気機器は一般のものを使用することができること。

## 第2節 電気防食の基準

### 1 基本的事項

この基準は、製造所等に設ける配管，屋外貯蔵タンクの底板および地下貯蔵タンク（以下「配管等」という。）における電気防食の流電陽極，基準電極，接続線，排流端子，絶縁継手，接続箱および点検箱等の施工ならびに管理の技術基準について定めるものとする。

### 2 電気防食施工の適用範囲

製造所等に設ける地下配管等で，腐食電流により当該配管等が腐食するおそれがある場所に埋設または大地に接して設置されるものに適用すること。（移送取扱所の地下または海底に設置する配管および屋外タンク貯蔵所の底板で，アスファルトサンド等の防食材料を敷いていないもの，または底板の腐食を防止することができる措置を講じていないものは，腐食電流により腐食するおそれのない場所に設置する場合においても適用すること。）

この場合の腐食電流により配管等が腐食するおそれがある場所とは，次の(1)または(2)のいずれかに該当する場所をいうこと。

- (1) 直流電気鉄道の軌道または直流電気鉄道の変電所からほぼ1 kmの範囲内にある場所
- (2) 直流電気鉄道の軌道および変電所を除く直流電気設備（電解設備その他これに類する設備をいう。）周辺の場所で次のアからウのいずれかに該当する場所
  - ア 大地比抵抗が $2,000 \Omega \cdot \text{cm}$ 未満となるもの
  - イ 大地に電位勾配の最大電位変動幅が $5 \text{ mV/m}$ 以上認められるもの
  - ウ 配管等の対地電位が当該配管等の自然電位より正側の電位となるもの

### 2 電気防食の方式

電気防食の方式は，防食電流の供給方法により流電陽極方式，外部電源方式および選択排流方式の3つに大別されるが，地下配管等には，防爆保持，施工，維持管理が容易な点などから，一般的に流

電陽極方式が多く用いられている。

なお、電気鉄道の線路敷下等漏えい電流の影響をうけるおそれのある箇所に設置する配管等には、選択排流方式等により電気防食を行うこと。

### 3 流電陽極方式における電気防食機器の選定

(1) 流電陽極（以下「陽極」という。）は、マグネシウム合金、亜鉛合金またはアルミニウム合金等があるが、大地比抵抗や配管等（以下「被防食体」という。）の防食面積を考慮して算定した質

(2) 基準電極で施設に固定して設ける電極（以下「施設固定基準電極」という。）は、維持管理等を考慮した亜鉛電極が望ましいこと。

この場合、被防食体直近の大地中に基準電極を容易に打ち込むことが可能な場合は、必ずしも施設固定基準電極としなくてもよく、飽和硫酸銅電極等にすることができること。（なお、一般的に飽和硫酸銅基準電極に対する亜鉛電極の電位は $-1100\text{mV}$ である。）

(3) 接続線は、600V架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブルまたはこれと同等以上の電線を用い、陽極および被防食体からの線は赤色に、施設固定基準電極からの線は黒色にすること。

なお、外部電源方式、選択排流方式による場合および外部から損傷を受けるおそれのある場合は、当該電線を保護管に収めること。

(4) 排流端子で埋設式の場合は、被防食体とイオン化傾向が同程度のものとする。

(5) 絶縁継手は、絶縁ワッシャー・絶縁スリーブ等の絶縁材により、接続部分を有効に電氣的に絶縁できるものとする。

(6) 接続箱・点検箱は、雨水・土砂等の浸入を防止するふたを設けるとともに、周囲をコンクリート等で保護し、底部に水抜口を設けること。

#### 4 電気防食機器の設置

- (1) 陽極は、地盤面下0.75m以上で被防食体の直近（離隔距離0.3m以下）に埋設し、陽極からの接続線と被防食体からの接続線は、接続箱または点検箱内において端子ボルトにより電気的および機械的に堅固に接続すること。
- (2) 基準電極は、被防食体以外の金属の影響を避けるため被防食体の直近に埋設または打ち込むこと（打ち込む場合は、電極の長さの3分の1以上を打ち込むこと。）。

この場合、施設固定基準電極の線は点検箱内に引き込み、電位測定用の端子を構成すること。
- (3) 排流端子と被防食体との接続は、溶接またはネジ接合等により電気的および機械的に堅固に行うこと。
- (4) 被防食体と他の工作物は、絶縁継手等により電気的に絶縁されていること。ただし、被防食体と一体のものとして防食されている工作物は、この限りでないこと。
- (5) 接続箱等を利用した電位測定端子は、被防食体である配管延長のおおむね200m以下ごとに2箇所以上となるように設けること。
- (6) 接続箱および点検箱および絶縁継手部には、当該箇所直近の見やすい位置にその旨を容易に消えない方法により表示すること。



白地に黒文字とし、大きき150mm以上×50mm以上、材質は難燃材料以上とすること。

第52図 表示

## 5 システムの保持

電気防食の効果の寿命は、陽極にあるので、次の(1)および(2)により対地電位を測定し、測定電位が防食電位（基準電極が飽和硫酸銅電極の場合： $-850\text{mV}$ ，亜鉛電極の場合： $+250\text{mV}$ ）より正側の値となった時は陽極の更新を行うこと。

(1) 対地電位の測定方法は、次によること。

対地電位は、基準電極と高抵抗直流電圧計を使用して測定すること。

(2) 対地電位の測定回数は、次によること。

ア 前回の測定電位が、防食電位から $100\text{mV}$ 以上負の場合は1年に1回以上

イ 前回の測定電位が、防食電位から $100\text{mV}$ 未満負の場合は1年に4回以上

なお、前記アまたはイに掲げる測定を行ったときは、法第14条の3の2に基づきこれを記録保存すること。

## 6 過防食による悪影響を生じない範囲内

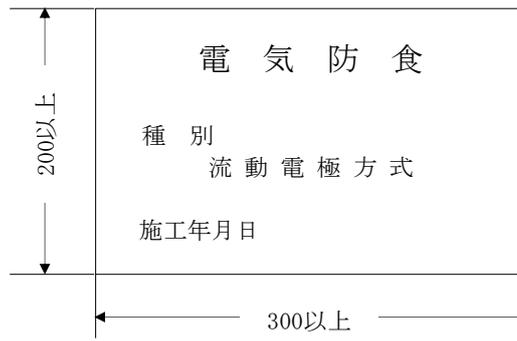
危告示第4条に規定する「過防食による悪影響を生じない範囲内」とは、次によること。

(1) 鋼管の電位は、飽和硫酸銅電極基準にて $-2,500\text{mV}$ （亜鉛電極ならば $-1,400\text{mV}$ ）より負の電位でないこと。

(2) 前記以外の金属管の場合にあっては、当該金属管の材質組成に応じて決められる電位より負の電位にならないこと。

## 7 標識

電気防食が施工してある直近には、半径 $100\text{m}$ 以内ごとに電気防食が施工してある旨および防食種別および施工年月日を記載した標識を見やすい位置に設けること。



白地に黒文字とし、材質は難燃材料以上とすること。  
(単位：mm)

### 第53図 標 識

#### 記録保存例

電気防食措置の点検表（地下貯蔵タンクを有する施設に限る。）

点 検 項 目	点 検 内 容	点 検 方 法	点検結果	措置年月日 及び措置内容
本 体 部 等	電気防食装置の損傷の有無	目視		
電 位 測 定	地下貯蔵タンクおよび地下配管の対地電位	電位計測器による測定		
電 極	陽極発生電流	電位計測器による測定		
外部電源方式の本体部	直流電源装置の作動状況	出力電圧・出力電流の確定		

※ 当該点検項目は、「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」（平成25年2月22日付消防危第25号）による。

### 第3節 危険物関係法令と他法令との関係

#### 1 事前相談等

製造所等に関しては、消防法による規制のほか、他の法令により規制される場合があるので、事前相談等で疑義のあるものについては、設置者に対し直接主管部課に相談するよう指導すること。

#### 2 建築基準法との関係

- (1) 建基法第48条（建基令第116条（危険物の数量）および第130条の9（危険物の貯蔵または処理に供する建築物））に規定されている用途地域別の危険物の制限量は、第7表によること。
- (2) 第7表に掲げる危険物を2種類以上を同一敷地内の建築物に貯蔵しようとする場合において、危険物の数量の限度は、それぞれ当該各欄の危険物の数量の限度の数値で貯蔵しようとする危険物の数値を除し、それらの商の和が1までであること。
- (3) 第一種低層住居専用地域内、第二種低層住居専用地域内および第一種中高層住居専用地域内においては、危険物の貯蔵または処理に供する専用建築物は原則設置できないこと。
- (4) 第7表に掲げる用途地域において、地下貯蔵タンクにより貯蔵する場合は、第1石油類およびアルコール類、第2石油類、第3石油類および第4石油類については、その数量に制限はないこと。
- (5) 危険物の処理数量の算定については、建基法の通達「当該工場の作業場等において取り扱う危険物の瞬間における最大停滞量（作業場内の機械、管、貯蔵場等の中に存置することのできる危険物の最大数量をいう。（昭和28年7月14日付住指発第913号建設省住宅局建築指導課長通達）」によること。
- (6) 第二種中高層住居専用地域内の給油取扱所において、サービス部門（オイル交換、タイヤ修理、軽微な点検、洗車等）のある場合は、建基法別表第2（用途地域内の建築物の制限）（に）項第2号に規定する工場を含んだ用途のものとして取り扱うこと。  
したがって、オートリフト、自動洗車機、リフト室等は原則として認められないこと。

なお、附属倉庫等がある場合には、サービス部門の作業場に転用しないよう指導すること。

第7表 建築基準法の数量の制限

品名 用途地域別	第4類 第1石油類 第2石油類 第3石油類 第4石油類	左記以外の危険物
第二種中高層住居専用 第一種住居 第二種住居 準住居	貯蔵または処理数量	
近隣商業 商業	10倍 (特定屋内貯蔵所、第一種販売取扱所および第二種販売取扱所にあつては、30倍)	2倍 (特定屋内貯蔵所、第一種販売取扱所および第二種販売取扱所にあつては、6倍)
準工業	50倍	20倍 (特定屋内貯蔵所、第一種販売取扱所および第二種販売取扱所にあつては、50倍)

例 第一種販売取扱所（第一種住居専用地域）の場合

アルコール類	9000	2.25倍
第2石油類（水溶性）酢酸	6,000	3倍
第3石油類（水溶性）グリセリン	3,000	0.75倍
数量計算	$2.25/3 + 3/15 + 0.75/15 = 1 \leq 1$ ※貯蔵可	

### 3 廃棄物処理施設との関係

一般取扱所に該当する焼却炉施設，廃油等を貯蔵する屋外タンク貯蔵所等の廃棄物処理施設を設置する場合は，廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく許可等が必要とされることから，事前に主管部課と調整等を行うこと。

#### 附 則

- 1 この基準は，平成26年4月1日から施行する。
- 2 この基準は，この基準の施行日以降に新たに設置され，または変更される部分について適用する。

#### 附 則

この基準は，令和元年7月1日から施行する。

#### 附 則

この基準は，令和元年10月1日から施行する。

#### 附 則

この基準は，令和2年4月1日から施行する。

#### 附 則

この基準は，令和3年1月7日から施行する。

#### 附 則

この基準は，令和3年8月12日から施行する。

#### 附 則

この基準は，令和5年3月22日から施行する。